

○新潟大学医歯学総合病院臨床倫理検討委員会内規

(平成 21 年 2 月 26 日医歯学総合病院長裁定)

改正 平成 22 年 4 月 1 日 平成 30 年 3 月 28 日

令和元年 10 月 16 日

(設置)

第 1 条 新潟大学医歯学総合病院における臨床倫理に関する方針を審議することを目的として、新潟大学医歯学総合病院臨床倫理検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 円滑な診療・ケアを促進するために、解決が必要な倫理的課題が伴う事象に関すること。
- (2) 安楽死、尊厳死及び終末期医療等の生命の尊厳に関すること。
- (3) 患者の人権及びプライバシーの保護に関すること。
- (4) 臨床倫理に関する教育・研修に関すること。
- (5) その他診療における倫理的問題で、他の倫理に関する委員会で定められた審議事項以外に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
  - (2) 病院長が指名した副病院長
  - (3) 病院長が指名した診療科長 若干人
  - (4) 病院長が指名した中央診療施設等の部長 若干人
  - (5) 薬剤部長
  - (6) 看護部長
  - (7) 診療支援部長
  - (8) 事務部長
  - (9) 倫理又は法律に関する見識を有する者
  - (10) その他病院長が必要と認めた者
- 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長をもって充てる。
- 3 副委員長は、病院長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(緊急迅速審議)

第6条 委員長が、第2条に掲げる審議事項のうち、緊急かつ迅速な審議が必要であると認めた場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、委員長又は副委員長及び委員長が指名する委員2名により当該審議等業務を行うことができる。

- 2 委員長は、前項の審議結果を全ての委員に直ちに報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成21年2月26日から実施する。
- 2 この内規の実施後、最初に選出される第3条の委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則(平成22年4月1日)

この内規は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成30年3月28日)

この内規は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(令和元年10月16日)

この内規は、令和元年10月16日から実施する。